

京都府立医科大学附属病院長候補者選考要綱

平成30年11月8日

病院長候補者選考会議決定第1号

(目的)

第1条 この要綱は、京都府立医科大学附属病院長の選考等に関する規程第9条の規定により、病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）が行う京都府立医科大学附属病院長候補者（以下「病院長候補者」という。）の選考の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の公示)

第2条 選考会議は、病院長候補者の選考を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 選考を行うに至った事由
- (2) 選考方法
- (3) 選考基準
- (4) 推薦の方法及び受付期間
- (5) その他選考の公示に必要な事項

2 前項で定める公示は、京都府立医科大学の学内掲示場のうち選考会議が指定する掲示場への掲示並びに京都府立医科大学ホームページへの掲載により行う。

(病院長候補者の推薦)

第3条 選考会議は、病院長候補者の選考にあたり、第4条に規定する推薦資格者（以下「推薦資格者」という。）に推薦を求める。

- 2 病院長候補者の推薦は、推薦資格者5名の連署により行うことができる。
- 3 選考会議の委員は、単独で病院長候補者を推薦することができる。
- 4 前2項の規定による病院長候補者の推薦は、病院長候補者推薦書の提出をもって行い、その様式は、別に選考会議が定める。
- 5 前項の規定により、病院長候補者として推薦されることに同意する者は速やかに所信表明書及び履歴書を提出しなければならない。その様式は、別に選考会議が定める。

(推薦資格者)

第4条 推薦資格者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、同一者が複数の職を兼ねている場合は、いずれか1つの職でしか推薦することができない。

- (1) 京都府立医科大学の教授会又は大学院教授会を組織する学長及び教授の職にある者
- (2) 京都府立医科大学附属病院規程第5条から第22条に規定する職にある者
- (3) 京都府公立大学法人教職員就業規則第2条に規定する職員のうち、京都府立医科大学（附属病院及び附属北部医療センターを除く。）に在職する次長級以上の職にある者

2 推薦資格者は、複数の病院長候補者を推薦すること、又は自らを病院長候補者に推薦することはできない。

- 3 第1項に規定する推薦資格者である選考会議の委員が、選考会議の委員として病院長候補者を推薦する場合は、第1項に規定する推薦資格者として推薦することができない。

(病院長候補者の選考)

第5条 選考会議は、第3条の規定により、病院長候補者として推薦され、同意したすべての者に対して、面接を行うとともに、あらかじめ定められた選考基準及び次に掲げる事項により、それらの者の中から病院長候補者を1人選考する。

- (1) 第3条第4項及び第5項に規定する病院長候補者推薦書、所信表明書及び履歴書
- (2) 選考会議が実施する病院長候補者の面接結果
- (3) その他選考会議が必要と認める事項

2 選考会議は、前項の規定により病院長候補者を選考したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を速やかに学長に対し報告しなければならない。

3 病院長候補者として選考された者は、辞退することはできない。ただし、選考会議がやむを得ない事由があるものとして、その辞退を承認した場合はこの限りでない。

(再選考)

第6条 選考会議は、病院長候補者選考開始後に候補者が欠け、選考を継続することが困難となった場合、選考後に病院長候補者が辞退した場合など、不測の事態が生じた場合、再選考について審議する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。